



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 訓令

*12 和歌山県税規程の一部を改正する訓令

(税務課) 1

訓 令

和歌山県訓令第12号

総 務 部
県税事務所

和歌山県税規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県税規程の一部を改正する訓令

和歌山県税規程（昭和29年和歌山県訓令第162号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(賦課台帳の整理等) 第10条 県税事務所の長は、個人の県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を除く。）、狩猟税及び県固定資産税を除き、県税の賦課のため賦課台帳（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第21条の2及び第25条において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を調製し、これを整理しておかなければならない。 2 納税者から提出された申告書及び賦課処分の根拠となった調査資料は、適正に管理しなければならない。 (その他の帳簿の整理) 第12条 県税事務所の長は県税につき、次に掲げる帳簿を調製し、これを整理しておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7)～(10) 略 (県税の賦課状況報告) 第16条 県税事務所の長は、県税の賦課の状況を知事に報告しなければならない。	(賦課台帳の整備) 第10条 県税事務所の長は、<u>個人の県民税、狩猟税及び県固定資産税を除き、県税の賦課のため賦課台帳を備え常に整備しておかなければならない。ただし、法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、事業税、不動産取得税、自動車税及び鉱区税にあっては、申告書、調査資料その他の関係書類をもって賦課台帳に代えることができる。</u> (その他の帳簿の整備) 第12条 県税事務所の長は県税につき、次に掲げる帳簿を備え、常に整備しておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 軽油引取税の調査簿 (8)～(11) 略 (個人の事業税の決定額等の報告) 第16条 県税事務所の長は、<u>毎年8月31日までに当該年度において課した個人の事業税につき、個人事業税賦課減額報告書により知事に報告しなければならない。</u> 2 県税事務所の長は、前項の規定により報告した個人の事業税の決定額等に異動を生じたときは、毎月の異動分を翌月10日までに個人事業税賦課減額報告書により知事に報告しなければならない。

第19条 削除

(県税の減免報告)

第21条 県税事務所の長は、県税に係る徴収金を減免した場合において、知事から報告を求められたときは、その状況を、減免報告書により知事に報告しなければならない。

(徴収猶予に伴う手続)

第21条の2 県税事務所の長は、法又は条例の規定により徴収猶予をする場合又は徴収猶予を取り消す場合には、その状況を明確にするため徴収猶予整理簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又は第10条第1項の賦課台帳を調製し、これにより管理しなければならない。

(個人の県民税滞納整理票)

第24条 県税事務所の長は、個人の県民税の滞納処分をする前に個人の県民税滞納整理票を作成しなければならない。ただし、歳入徴収者が事務上支障がないと判断した場合には、個人の県民税滞納整理票の作成を省略することができる。

(様式等)

第25条 この規程により、県税事務所の長が整理する帳簿、通知書、報告書等の書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「帳簿等」という。）で次に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3)の3 略

(4)から(6)まで 削除

(7) 略

(8)から(11)まで 削除

(12)～(13) 略

(14)の1 個人事業税賦課減額報告書 別記第14号の1様式

(14)の2 県民税利子割課税状況集計表 別記第14号の2様式

(14)の3 県民税配当割課税状況集計表 別記第14号の3様式

(14)の4 県民税株式等譲渡所得割課税状況集計表 別記第14号の4様式

(14)の5 法人県民税申告額等明細書 別記第14号の5様式

(14)の6 法人事業税申告額等明細書 別記第14号の6様式

(14)の7 不動産取得税賦課状況報告書 別記第14号の7様式

(14)の8 ゴルフ場利用税賦課状況等報告書 別

(ゴルフ場利用税及び軽油引取税の課税状況等の報告)

第19条 和歌山県税事務所長は、ゴルフ場利用税及び軽油引取税につき、毎月の課税状況等を課税状況等報告書によりゴルフ場利用税にあっては翌月25日までに、軽油引取税にあっては翌々月10日までに知事に報告しなければならない。

(県税の減免報告)

第21条 県税事務所の長は、県税に係る徴収金を減免したときは、その状況を、減免報告書により毎月分を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(徴収猶予に伴う手続)

第21条の2 県税事務所の長は、法第15条第1項、同条第2項、同条第4項、第72条の38の2第1項、同条第5項、同条第6項若しくは同条第7項において準用する同条第5項、条例第42条の25第1項、第42条の27の2第2項、第42条の27の3第2項若しくは第71条第2項又は法第14条の29の規定により徴収猶予をする場合及び法第15条の3、第72条の38の2第8項若しくは同条第9項又は条例第42条の26、第42条の27の2第3項、第42条の27の3第4項若しくは第71条第5項の規定により徴収猶予を取り消す場合において、その状況を明確にするため徴収猶予整理簿を備え、これを整理しなければならない。

(個人の県民税滞納整理票)

第24条 県税事務所の長は、個人の県民税の滞納処分をする前に個人の県民税滞納整理票を作成しなければならない。

(様式)

第25条 この規程により、県税事務所の長が備えるべき帳簿及び通知書、報告書等の書類で次に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3)の3 略

(4) ゴルフ場利用税賦課台帳 別記第4号様式

(5)及び(6) 削除

(7) 略

(8)から(10)まで 削除

(11) 軽油引取税調査簿 別記第11号様式

(12)～(13) 略

(14) 個人事業税賦課減額報告書 別記第14号様式

式

記第14号の8様式
(14)の9 軽油引取税課税状況等報告書 別記第14号の9様式
(14)の10 自動車税(種別割)賦課減額報告書 別記第14号の10様式
(14)の11 狩猟税課税状況集計表 別記第14号の11様式
(14)の12 鉾区税賦課集計表 別記第14号の12様式
(15)・(16) 略
(17)から(20)まで 削除

(21)～(31) 略

2 県税事務所の長は、前項に定める帳簿等について必要があると認めるときは、所要事項を付記し、又は所要の補正をすることができる。

(15)・(16) 略
(17)及び(18) 削除
(19) ゴルフ場利用税課税状況等報告書 別記第19号様式
(20) 軽油引取税課税状況等報告書 別記第20号様式
(21)～(31) 略

別記第4号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第4号様式から別記第6号様式まで 削除

別記第8号様式から別記第11号様式までを次のように改める。

別記第8号様式から別記第11号様式 削除

別記第14号様式を別記第14号の1様式とし、同様式の次に次の11様式を加える。

別記第14号の2様式 (第25条関係)
県民税利子割課税状況集計表

年	月分 (	年	月	日調定)	課税																		
					申告				更正・決				月		税								
					支	額	税	分	額	支	過	月	税	分	額	支	額						
公	社	債	利	子	等	小計	投資	信託	の	収益	の	分配	小計	定期	積金	の	給付	補て	ん	金	等	小計	合計

年 月 分 (年 月 日 調定)

	課 税 額		税 計				非 月	課 税 利 子		支 累 計	額 計	
	支 払 額	税 額	税 額		そ の 他	計		計	計			
			税 額	税 額								
公 社 債 利 子 等												
小 計												
投 資 信 託 の 収 益 の 分 配												
小 計												
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等												
小 計												
合 計												

別記第14号の4様式（第25条関係）
県民税株式等譲渡所得割課税状況集計表

[illegible]

別記第14号の5様式 (第25条関係)
(その1)
法人県民税申告額等明細書 (年 月 月計)

区 現	税 割	分	普 通 法 人				特別法人 E	公益法人 F	人 格 団 体 G	清算法人 H	合 計 D + E + F + G + H
			本県本店 A	他県本店 B	県 内 C	計 D					
年	額	確定申告額									
		確定申告額									
		中間納付額									
		見込納付額									
		中間申告額の歳出還付額									
	率	決定額									
		利子割還付額									
		小計									
		ア－イ－ウ＋エ									
		中間申告額									
度	額	見込納付額									
		修正増差額									
		既還付利子割額									
		税割額									
		オ＋カ＋キ＋ク									
	率	均等割額									
		現年度合計									
		サの前年同月比(%)									
		シ									

法人県民税申告額等明細書(年月月計)

区 分	普 通 法 人	人				特別法人 E	公益法人 F	人 格 な き 団 等 G	清算法人 H	合 計 I D + E + F + G + H
		本県本店 A	他県本店 B	県内 C	計 A + B + C D					
過 去 年 度	確定申告額 (決定額)									
	確定申告額 前年度以前の中間申告額									
	中間申告額の歳出還付額									
	利子割還付額									
	小計 スーゼ + ソ タ									
	修正増差額									
	既還付利子割額									
	税割額 タ + テ									
	均等割額 テ									
	過年度合計 ソ + テ ト									
度	トの前年同月比(%)									
	税割額 ニ									
	歳出還付額 (修正分)									
	利子割還付額									
	均等割額 ヌ									
	計 ネ									
	調定額総合計 サ + ト ノ									
	ノの前年同月比(%)									
	歳出還付額総合計 エ + ソ + ネ ヒ									
	利子割還付額 総合計									

(その2)

法人県民税申告額等明細書（年 月 累計）

[illegible]

法人県民税申告額等明細書 (年 月 累計)

区 分	普 通 法 人					人 格 等 団 体	公 益 法 人 F	特 別 法 人 E	清 算 法 人 H	合 計 D + E + F + G + H I	
	本 県 本 店 A	他 県 本 店 B	県 内 C	計 A + B + C D							
年 度	税 割	確 定 申 告 額 (決 定 額)	ス								
		前 年 度 以 前 の 中 間 申 告 額	セ								
		中 間 申 告 額 の 歳 出 還 付 額	ソ								
		利 子 割 還 付 額									
		小 計	ス + セ + ソ	タ							
	修 更 正 増 減 額		チ								
	額	既 還 付 利 子 割 額									
		税 割 額 + 均 等 割 額	タ + テ								
		過 年 度 合 計	ツ + テ								
		ト の 前 年 同 月 比 (%)	ナ								
歳 出 還 付 額 (修 更 正 分)		税 割 額	ニ								
	利 子 割 還 付 額										
	均 等 割 額	ヌ									
	計	ネ									
調 定 額 総 合 計		サ + ト	ノ								
ノ の 前 年 同 月 比 (%)		ハ									
歳 出 還 付 額 総 合 計		エ + ソ + ネ	ヒ								
利 子 割 還 付 額 総 合 計											

(その1)

法人事業税申告額等明細書 (年 月 月 計)

区	分	普 通 法 人				人	E 特別法人	F 公益法人	人 格 等 団 体	G き	清 算 法 人 H	合 計 I D + E + F + G + H
		A 本県本店	B 他県本店	C 県 内	D 計 A+B+C							
現 年	確 定 申 告 額	ア										
	（ 決 定 額 ）	年 1										
	既 納 額	年 2										
		中 間 見 込 納 付	ウ									
年	決 定 申 告 額	エ										
	中 間 申 告 額 の 義 出 還 付 額	オ										
	小 計	カ										
	ア + イ + ウ + エ + オ	キ										
度	中 間 申 告 額	ク										
	見 込 納 付 額	ケ										
	修 更 正 増 差 額	コ										
	現 年 度 合 計	コ										
過 年	コ の 前 年 同 月 比 (%)	サ										
	確 定 申 告 額 (決 定 額)	シ										
	前 年 度 以 前 の 中 間 申 告 額	ス										
	中 間 申 告 額 の 義 出 還 付 額	セ										
年 度	小 計	ソ										
	シ ー ス + セ	ソ										
	修 更 正 増 差 額	タ										
	過 年 度 合 計	チ										
職 出 選 付 額 (修 更 正 分)	チ の 前 年 同 月 比 (%)	ツ										
	職 出 選 付 額	テ										
	調 定 額 合 計	ト										
	ト の 前 年 同 月 比 (%)	ナ										
歳 出 選 付 額 合 計	オ + セ + テ	ニ										
	過 少	ヌ										
	加 算 金 申 告	ネ										
	重	ノ										

(その2)

法人事業税申告額等明細書 (年 月 累計)

区	分	普 通 法 人				人	E 特別法人	F 公益法人	G 人 格 団 体	H 清算法人	I 合 計 D+E+F+G+H
		A 本県本店	B 他県本店	C 県 内	D 計 A+B+C						
現 年	確定申告額 (決定額)										
	年 1										
	年 2										
	中間										
	見込納付額										
	中間申告額の歳出還付額										
	オ										
	小計										
	ア + イ + ウ + エ + オ										
	中間申告額										
年 度	見込納付額										
	修正増減額										
	現年度合計										
	コの前年同月比 (%)										
	確定申告額 (決定額)										
	前年度以前の中間申告額										
	中間申告額の歳出還付額										
	小計										
	修正増減額										
	過年度合計										
年 度	チの前年同月比 (%)										
	歳出還付額 (修正分)										
	ト										
	調整額合計										
	トの前年同月比 (%)										
	歳出還付額総合計										
	オ + セ + テ										
	過 少										
	加算金										
	不 申告										
重	ノ										

(その3)

特 別 法 人 事 業 税 申 告 額 等 明 細 書 (年 月 月 計)

区	分	普 通 法 人				特 別 法 人	公 益 法 人	人 格 な き 社 団 等	清 算 法 人	合 計 D + E + F + G + H
		本 県 本 店	他 県 本 店	B 県 内	C 計 A+B+C					
現 年	確 定 申 告 額 (年 1)									
	確 定 申 告 額 (年 2)									
	既 納 額 (中 間)									
	見 込 納 付 額 (エ)									
	中 間 申 告 額 の 歳 出 還 付 額 (オ)									
	小 計 (ア + イ + ウ + エ + オ)									
	中 間 申 告 額 (キ)									
	見 込 納 付 額 (ク)									
	修 正 増 差 額 (ケ)									
	現 年 度 合 計 (コ)									
過 年	コ の 前 年 同 月 比 (%) (サ)									
	確 定 申 告 額 (決 定 額) (シ)									
	前 年 度 以 前 の 中 間 申 告 額 (ス)									
	中 間 申 告 額 の 歳 出 還 付 額 (セ)									
	小 計 (シ + ス + セ) (ソ)									
	修 正 増 差 額 (タ)									
	過 年 度 合 計 (ソ + タ) (チ)									
	チ の 前 年 同 月 比 (%) (ツ)									
	歳 出 還 付 額 (修 正 分) (テ)									
	調 定 額 総 合 計 (コ + チ) (ト)									
ト の 前 年 同 月 比 (%)	ナ									
	歳 出 還 付 額 総 合 計 (オ + セ + テ) (ニ)									
	過 少 (ス)									
	加 算 金 (ネ)									
	不 重 (ノ)									

(その4)

特別法人事業税申告額等明細書 (年 月 累計)

区 分	普 通 法 人				特 別 法 人 E	公 益 法 人 F	人 格 団 体 G	清 算 法 人 H	合 計 D + E + F + G + H	
	本 県 本 店 A	他 県 本 店 B	県 内 C	計 A + B + C D						
現 年	確 定 申 告 額 (決 定 額)	年 1								
		年 2								
		中 間								
	既 納 額	見 込 納 付								
		中 間 申 告 額 の 歳 出 還 付 額								
	決 定 分	小 計								
	ア + イ + ウ + エ + オ									
	中 間 申 告 額	キ								
	見 込 納 付 額	ク								
	修 更 正 増 差 額	ケ								
過 去 年	現 年 度 合 計	コ								
	コ の 前 年 同 月 比 (%)									
	確 定 申 告 決 定 分	確 定 申 告 額 (決 定 額)	シ							
		前 年 度 以 前 の 中 間 申 告 額	ス							
		中 間 申 告 額 の 歳 出 還 付 額	セ							
		小 計	ソ							
		シ + ス + セ								
	修 更 正 増 差 額	修 更 正 増 差 額	タ							
		過 年 度 合 計	チ							
		ソ + タ								
チ の 前 年 同 月 比 (%)		ツ								
ツ の 前 年 同 月 比 (%)										
歳 出 還 付 額 合 計	歳 出 還 付 額 (修 更 正 分)	テ								
	調 定 額 総 合 計	ト								
	ト + チ									
	ト の 前 年 同 月 比 (%)	ナ								
	ナ の 前 年 同 月 比 (%)									
	歳 出 還 付 額 総 合 計	ニ								
	オ + セ + テ									
	過 少	ヌ								
	加 算 金	ネ								
	不 申 告 重	ノ								

別記第14号の7様式(第25条関係)

不動産取得税賦課状況報告書

(1) 承継分

賦課明細	免税点・控除失格				課税				特例控除				課税				減		差引		年末日現在	
	面積 (㎡)		評価額 (千円)		件数		積算 (㎡)		評価額 (千円)		件数		課税 (千円)		税額 (円)		件数		件数		税額 (円)	
	件数	面積 (㎡)	評価額 (千円)	積算 (㎡)	件数	評価額 (千円)	積算 (㎡)	件数	課税 (千円)	税額 (円)	件数	課税 (千円)	税額 (円)	減 (千円)	件数	税額 (円)	件数	税額 (円)	件数	税額 (円)	件数	税額 (円)
土地																						
住宅用地																						
上記以外の宅地																						
農地																						
山林																						
その他																						
小計																						
家																						
木造																						
非木造																						
小計																						
屋																						
小計																						
累計																						

(2) 原始分

賦課明細	免税点・控除失格				課税				特例控除				課税				減		差引		年末日現在	
	面積 (㎡)		評価額 (千円)		件数		積算 (㎡)		評価額 (千円)		件数		課税 (千円)		税額 (円)		件数		件数		税額 (円)	
	件数	面積 (㎡)	評価額 (千円)	積算 (㎡)	件数	評価額 (千円)	積算 (㎡)	件数	課税 (千円)	税額 (円)	件数	課税 (千円)	税額 (円)	減 (千円)	件数	税額 (円)	件数	税額 (円)	件数	税額 (円)	件数	税額 (円)
土地																						
家																						
専用地																						
住宅																						
併住宅																						
住宅																						
その他																						
小計																						
屋																						
小計																						
累計																						
累計欄合計																						
累計欄合計																						

県税事務所

[illegible]

怪油引取稅課稅狀況等報告書

加 算	金(更正・決定分)		
	区 分	件 数	金 額
	過 少		
	不申告		
	重		
	合 計		

考	考
---	---

考	備
---	---

別記第14号の10様式 (第25条関係)

自動車税 (種別割) 賦課減額報告書 年 月 分

種別		区分	税 額 (百円)	コード	増		減		定		額		
					件数	税 額 (円)	件数	税 額 (円)	件数	税 額 (円)	件数	税 額 (円)	
乗	1	リ ッ ト ル 以 下											
	1	リ ッ ト ル 超 1.5 リ ッ ト ル 以 下											
	1	.5 リ ッ ト ル 超 2 リ ッ ト ル 以 下											
	2	リ ッ ト ル 超 2.5 リ ッ ト ル 以 下											
	2	.5 リ ッ ト ル 超 3 リ ッ ト ル 以 下											
	3	リ ッ ト ル 超 3.5 リ ッ ト ル 以 下											
用	3	.5 リ ッ ト ル 超 4 リ ッ ト ル 以 下											
	4	リ ッ ト ル 超 4.5 リ ッ ト ル 以 下											
	4	.5 リ ッ ト ル 超 6 リ ッ ト ル 以 下											
	6	リ ッ ト ル 超											
	電	気 自 動 車											
	乗	用 車											
トラック		乗 用 車 計											
		1 トン 以下											
		1 トン 超 2 トン 以下											
		2 トン 超 3 トン 以下											
		3 トン 超 4 トン 以下											
		4 トン 超 5 トン 以下											
		5 トン 超 6 トン 以下											
		6 トン 超 7 トン 以下											
		7 トン 超 8 トン 以下											
		8 トン 超 9 トン 以下											
		9 トン 超 10 トン 以下											
		10 トン 超 11 トン 以下											
		11 トン 超 12 トン 以下											
		12 トン 超 13 トン 以下											
		13 トン 超 14 トン 以下											
		14 トン 超											
	バス	小	計										
		貨	1 リ ッ ト ル 以 下										
ト		1 リ ッ ト ル 超 1.5 リ ッ ト ル 以 下											
客		1.5 リ ッ ト ル 超											
下		電 気 自 動 車											
兼		1 トン 超 2 トン 以下											
		2 トン 超 3 トン 以下											
		3 トン 超											
用		小 ト ン 超 1.5 リ ッ ト ル 超											
小		計											
小		型 自 動 車											
引		普通 自 動 車											
小		計											
被		小 型 自 動 車											
普通		8 トン 以下											
引		9 トン 超 10 トン 以下											
人		10 トン 超 11 トン 以下											
引		11 トン 超 12 トン 以下											
車	12 トン 超 13 トン 以下												
	13 トン 超 14 トン 以下												

種別		区分	税 額 (百円)	コード	調 増			定 減			額 増			額 減			計		
					件	数	税 額 (円)	件	数	税 額 (円)	件	数	税 額 (円)	件	数	税 額 (円)	件	数	税 額 (円)
ト	被 普	ラ	14トン超 15トン以下																
			15トン超 16トン以下																
			16トン超 17トン以下																
			17トン超 18トン以下																
			18トン超 19トン以下																
			19トン超 20トン以下																
			20トン超 21トン以下																
			21トン超 22トン以下																
			22トン超 23トン以下																
			23トン超 24トン以下																
			24トン超 25トン以下																
			25トン超 26トン以下																
			26トン超 27トン以下																
			27トン超 28トン以下																
			28トン超 29トン以下																
			29トン超 30トン以下																
ツ	動 引	ク	30トン超 31トン以下																
			31トン超 32トン以下																
			32トン超 33トン以下																
			33トン超 34トン以下																
			34トン超 35トン以下																
			35トン超 36トン以下																
			36トン超																
			計																
ク	小 車	ク	小 型																
			ト																
			ラ																
			シ																
			ク																
			計																
			輪																
			計																
			一																
			30人超 40人以下																
			40人超 50人以下																
			50人超 60人以下																
			60人超 70人以下																
			70人超 80人以下																
			80人超																
ス	小 車	ス	計																
			30人以下																
			30人超 40人以下																
			40人超 50人以下																
			50人超 60人以下																
			60人超 70人以下																
			70人超 80人以下																
			80人超																
			計																
			ス																
			バ																
			ス																
			計																
			車																
			通																
			型																
			車																
合	特 殊 車	合	途																
			計																

年度狩猟税課税状況集計表

区	分	能 件	合 計		計 額
			數	稅	
和歌	山				
紀	北				
紀	中				
紀	南				
合	計				

年 月 分

[illegible]

別記第17号様式から別記第20号様式までを次のように改める。

別記第17号様式から別記第20号様式まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の和歌山県税規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。